ク）－２　鋼橋上部工工事Ｎ1,200点以上に格付けされた者（乙型２者の場合）
求める実績８
最大支間長25m以上の鋼鈑桁橋を架設した工事
ケ）鋼橋上部工工事に係る施工を行う構成員のうち、上記、ク）－２以外の構成員（鋼橋上部工工事Ｎ1,200点以上に格付けされた者（乙型２者の場合））
求める実績９
橋梁上部工を架設した工事
注）橋種・形式は問わない。

⑸　配置予定の技術者等

①　技術者の専任に関する事項　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。
ア）監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
イ）主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。

②　技術者の経験に関する事項
ア）単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の元請けとしてしゅん功（完了）認定された同種工事の経験を有すること。（工事経験の工事が完了した年度は問わない）
【同種工事】
下記１）または２）を実施した工事
１）コンクリート床版の新設又は取替を行った工事
注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種・形式も問わない。
２）橋梁上部工を架設した工事
注）橋種・形式は問わない。
・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。

イ）特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合
特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合は、施工担当する部分の構成員が配置する現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、元請けとしてしゅん功（完了）認定された、施工担当する部分の同種工事の経験を有すること。（工事経験の工事が完了した年度は問わない）
【橋梁補修工事に係る施工を行う者の同種工事】
コンクリート床版の新設又は取替を行った工事
注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種・形式も問わない。
【鋼橋上部工工事に係る施工を行う者の同種工事】
橋梁上部工を架設した工事
注）橋種・形式は問わない。
・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。

③　共同企業体における配置技術者に関する事項　共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,500万円以上になるときは、構成員のうち１社は監理技術者を設置しなければならない。

④　設計管理技術者及び照査技術者に関する事項　次に揚げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。
ア）設計管理技術者及び照査技術者
設計管理技術者及び照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかの要件に該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。
【設計管理技術者及び照査技術者が必要とする技術者資格】
・技術士【総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）】
・技術士【建設部門（鋼構造及びコンクリート）】
・ＲＣＣＭ【鋼構造及びコンクリート部門】
・鋼・コンクリート分野に係る土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者又は、１級土木技術者】

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）又は（乙）による協定書（案）が記４⑶①申請書提出期間までに提出されていること。
④　特定建設工事共同企業体（甲型）又は特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合の各構成員の出資比率は、２者の場合は30％以上、３者の場合は20％以上、４者の場合は15％以上、５者の場合は12％以上でなければならない。

⑻　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。